

日高郡切目川河口地域における宝永・安政・昭和の津波と 漁場開発者の盛衰

藤 隆 宏

はじめに

本稿の目的は二つある。

一つは、現日高郡印南町の切目川河口地域（大字島田及び大字西ノ地）における宝永・安政・昭和南海地震津波について、残された記録から被害の状況や記録者のメッセージを詳細に読み込んでいくことである。平成二十八年度、「地域に眠る「災害の記憶」と文化遺産を発掘・共有・継承する事業」⁽¹⁾（以下「災害の記憶」事業」という。）は日高郡由良町及び印南町で実施され、和歌山県立文書館は筆者を調査員として参加した。「災害の記憶」事業は、過去の災害に関する記念碑や記録、口碑等を調査・収集し、その内容を地域住民に分かりやすく還元することによつ

て今後の防災の参考に資することを目的の一つとしている。本稿はそのための取組の一つである。

二つ目は、宝永・安政・昭和南海地震津波の全てで被災したことが記録に残る日高郡島田村（現印南町大字島田）の宮井六之丞家の歴史を、災害や紀州藩の政策等との関わりから明らかにすることである。同家は、古くは『和歌山県日高郡誌』⁽²⁾（以下「日高郡誌」という。）や羽原又吉『日本漁業経済史』⁽³⁾等で、島田村地先の地引網漁業を開発した者として紹介されてきたが、同家の歴史は、災害や、単に産業振興に止まらない紀州藩の重要政策の影響を受けて推移する。その過程を描写する。また、そうすることにより、逆に紀州藩政策についての重要な論点があぶり出されてくる。

本稿の舞台である切目川河口地域は、北は印南町大字印南の丸山と、南は切目崎（大字島田）に囲まれた入り

江となっており、右岸の大字西ノ地の元村地区及び元村から南へ長く延びた砂嘴・砂浜である大字島田の浜畑地区が海に接している。北東から注ぎ込む切目川は最後に大きく南東へ蛇行し、河口は切目崎の根元で南向きに海に出る(図1)。大正五年(一九一六)に河川改修工事が完成するまでは、切目川は一旦大字島田の峠地区へ流れ、そこから大きく蛇行して北上したのち馬蹄形に街道沿いの集落(以下、島田村及び大字島田と区別して「島田地区」という。)を取り囲んで南の河口へ向かう、N字形の流路となっていた(図2)。



図1 現在の切目川河口地域

江戸時代の徳川藩制下では、現大字島田は本藩領島田村といって南谷組に属し、現大字西ノ地は田辺領切目組西野地村(切目村と呼ばれることも多い。)で、同組大庄屋が暮らしていた。

切目川河口地域の津波被害

現在までに確認された記録から、切目川河口地域における宝永・安政(嘉永)・昭和南海地震津波による被害について見ていく。

(1) 宝永四年地震津波による被害

宝永四年(一七〇七)十月四日に御前崎(現静岡県)沖から四国沖を震源域として発生した大地震は、地震規模マグニチュード八・六と推定され、東北地方太平洋沖地震(平成二十三年(二〇一一))までは日本国域周辺で発生した地震としては最大規模であったといわれている。嘉永七年(一八五四)の地震(安政地震)に比べると現存する記録は少ないが、残る記録からは安政地震津波をはるかに凌ぐ被害及び地震規模⁽¹⁾がうかがえる。

表 島田村における宝永4年地震津波による死者

番号	俗名・続柄・居住地等	筆者注
1	武太夫内母	武太夫は島田村庄屋
2	宮井六之丞内六兵衛母	印定寺(印南浦)過去帳・位牌にも記載
3	六兵衛弟清五郎妻	
4	清五郎子	「童子」位号の戒名
5	宮井六兵衛妻	印定寺(印南浦)過去帳・位牌にも記載
6	宮井六兵衛子	「童子」位号の戒名
7	宮井六兵衛子	「童子」位号の戒名
8	島太夫・久三郎父	
9	島太夫・久三郎母	
10	孫右衛門・孫八母	
11	作左衛門・左右衛門母	
12	与三兵衛妻	
13	峠孫六妻	
14	甚太夫父	
15	三太夫娘	
16	源四郎父	
17	権八父	
18	伝兵衛妻	
19	ハマ平兵衛・平助母	
20	ハマ甚作妻	
21	ハマ市兵衛妻	

〔島田区光明寺の過去帳による記録〕〔印南町史 通史編 上巻〕266頁から作成

紀伊国内でも、『紀伊統風土記』（以下『統風土記』という。）によると日高郡印南浦（現日高郡印南町大字印南）では津波により三百人以上の死者が出たと伝えられ、印定寺に一七五人の犠牲者が記された過去帳^⑥及び犠牲者一六二人の戒名が記された位牌^⑦が残るなど、沿岸各地で大きな被害を受けたことが分かる。

印南浦の南東に隣接する入り江である切目川河口地域でも、島田村の浄土宗光明寺の過去帳から二人の津波による死者が確認される（表^⑧）。一方、西野地村の被害状

況が分かる記録は確認されていない。

島田村の死者二人のうち、女性が一人、男性が一人、女性を占める。男性は七人だが、うち三人の戒名の位号は「童子」であり、子供である。三人とも母親と共に亡くなっている。残る男性四人はいずれも「父」と記載されており、戸主ではない高齢の者である可能性が高い。つまり、一般に体力があって避難能力の高い青壮年層の男性は一人も死亡していないと思われる。

また、女性のうち「母」と記載があるのが六人いる。「父」と同様に戸主の母で高齢の者で見做せば、計一〇人、犠牲者の約半数が高齢の者となる。子供及びその母親を加えると、二人中一人が避難能力の低い老人、子供及び彼らに寄り添う女性であったということになる^⑨。

死者の居住地名とみられる記載は、「峠」（番号13）及び「ハマ」（同19、21）である。「ハマ」とは、後掲する史料などから浜畑地区^⑩のことであろう。浜畑地区は、後述するように宮井六之丞一統が住み着いて開墾された場所である。したがって、表1の番号2から7までの六人も「ハマ」すなわち浜畑地区に居住していた者であり、

ド八・四と推定されており、地震に伴う津波によって全国的に多くの被害が出た。同月中に改元されたため、一般に両地震を併せて「安政地震」といわれる。紀州沿岸各地も多大な被害が出たが、切目川河口地域に隣接する印南浦では、物的被害は甚大ながらも死者は出ていないことが広く知られている。切目川河口地域でも、犠牲者は出ていないようだ。

切目川河口地域の被害については、これまでに以下三つの記録が確認されている。

【史料一】（島田玉置家文書。読点、中点、傍書及び傍線は引用者による。）

大地震大津浪之事

嘉永七年甲寅始初六月十三日之昼之八ツ時二少シゆり、夫より同十四日夜九ツ時二大地震ゆり、又十五日朝之日之出刻二又々ゆり、夫従六・七・閏七・八・九・十、扱此九月末ツ方より稀成事、紀州熊野浦より大阪天保山をき迄をらしやと言唐人船一船入来り候哉、又々同十一月四日朝之五ツ時従大地震ト成家々大き損シ毎夜野宿いたし居候哉、又々同五日昼之七

ツ半時より大地震となり皆々我家飛逃出候処が、海中ばんくとかみなり落来二成ハたり、夫より皆々大き驚き同村之者共津波と存シ我家しまり方も不致して寺之岡へト掛ケ上り候処が、早入日之刻ト存シ時海中高く成みなとより塩上り段々波近く、浜六之丞家蔵崩れ、金比羅拜殿崩れ、寺之下之方從段々波上り同村小家崩れ壁崩れ、麻より塩壱尺五六寸塩上り麻上へ土持上ケ候由、寔に恐しく次第也、先ハ家流ず候哉、座敷之小道具者少々流出候哉、人間義ハ壱人も死人なし、扱津波之日海ハ無波晴天也、津波様子大道へ大水流如成、引塩やさしく納也、且当年天氣吉、作ものハ宝作秋でり也、金相場高くと言ハ諸国諸大名軍用銀二付金壱両七拾匁上迄金直致シ壱朱銀出候、且又逃道之義ハ村中カ・東へ逃る者悪シ、うしろ手指て杉木谷へ逃上る方ハ宜鋪候、扱此度之津波者東長五郎御蔵方へハ少しも浪不上して塩引也、別而外むら義、印南坂本より上物流、北塩屋物流、湯浅河原之処ハ惣流、同国浦々大き損シ此義一々筆尽かたく、遠国伊賀・志磨・丹波・尾州・大和・河内・

東海道辺ハ地震津浪ゆへ大き損シ死人凡數不知、先
ハ永子孫迄相嗜べくもの也、依而実書如件

嘉永七年甲寅十一月

右之趣永代書置嗜一札

この史料は、島田地区玉置家の当主伊右衛門と思われる者が子孫へ日頃から心掛けておくべきこととして書き残したものである。被災直後の十一月中に書いたようである。「災害の記憶」事業で原本を確認した。島田玉置家は島田村の有力者で、一時期は庄屋も勤めたと思われる。

まず、①嘉永七年六月に発生した地震（伊賀上野地震）の経験から記述が始まり、②九月から十月にかけて熊野沖から大坂湾に入ったロシア船デアアナ号に関する記述が続く。「稀成事」つまり異常事態として異国船の接近と関連するものとして後の地震・津波を語っており、このような異常事態は天変地異の予兆かも知れぬと認識されていたことがうかがえる。⑭津波当日の天気や津波襲来までの波の様子、⑯その年の気候や農作物の豊凶、⑰金相場等、現在の科学的認識からは地震・津波の発生と関わりないと思われる事項も、遠因・予兆の可能性がある

として子孫が用心する手がかりとするために示しているのである。

③十一月四日朝の地震で多くの家が破損し、その夜は野宿する者が多かった。④翌五日の午後、再び大地震となり、皆家から飛び出したところ、⑤海の方から雷鳴のような音がしたので、⑥村人は津波が来ると予想して戸締りもせず、「寺之岡」（現在も津波避難場所となっている）へ即刻避難した。⑦日没のころに津波が来て、「みなと」切目川河口付近）から陸に上がり⑧「浜」（浜畑地区）の六之丞家を崩し、⑨対岸の金比羅神社（中尾地区）も崩し、⑩光明寺の下の方から島田地区にも上がつて家々を破損させた。⑪床上一尺五、六寸（約四五～四八cm）まで浸水し、床上に土砂を堆積させた。⑫家が流れることはなかったが、家財が少々流出した。⑬死者は出なかった。⑭津波は、上がるときは洪水のようであったが、引くときは緩やかであったという。⑮避難路は、街中や、海から遠いが低地である東側へ逃げるのではなく、高所である「杉木谷」（現在地不明）へ逃げるべきであるとする。⑯「東長五郎御蔵」の方には少しも津波が上がらなかったとい

うが、ここがどこかは分からない。

そして印南浦をはじめとする紀伊国内他地域の被害、他国でも被害が大きかったことを記したうえで、最後に、
⑳以上のことは子々孫々代々が心得るべきことであると
して結んでいる。

【史料二】〔光明寺過去帳〕〔印南町史 通史編 上巻〕

二六八頁)

嘉永七甲寅星十一月四日辰ノ下刻大地震、翌五日七
ツ半時又大地震続而大筒ノゴトキ音トノモノ十斗^トリ
鳴リ渡リ、続テ津波ニ而大變大騒動、其上又々大地
震前代未聞、生死ノ程モ難斗恐ロシキコト、続而毎
日昼夜七ツ五ツ三ツ一ツ、明ケ年六月七月ユルノ事、
(一)当国ハ熊野ヨリ若府迄津々浦々川々不残大荒レ、
大体諸国同断ノコト、(二)当所ハ寺ノ下タヨリ西川端
マテ地面ノ高下ニヨリテ七尺五尺三尺、寺大石垣
ノ所口ニテハ七尺潰カル事、(三)家ハ流失無之候得共
大破損ノ事、諸道具流失ノ事、併老若男女小兒ニ至
迄一人モ怪我無之大變ノ事、(四)浜宮井六之丞家等サ
ツハリ流失ノ事、(五)五日津浪之節寺ハ西諸人寺又ハ

峠エ逃ケ来リ、寺ノ岡江仮リ小家立、十四日迄野宿
ノ事、寺モ同断ノ事、誠ニアワレ至極ノ事、(六)寺本
堂ユカ下タヒビ、土塀等破損ノ事、本堂西垣大損ノ
事、本尊前霜月カクリヘ移ス事、二月廿九日本堂エ
奉安置ノ事、右アラマシ颯と記置候ハ後代大地震之
節ハ津浪等火之元必ズノ用心第一可致候、以上

界譽唯尚世寿

四十五才

これは、島田村浄土宗光明寺の住職界譽が過去帳に特
記した記録である。末尾に「後代大地震之節ハ津浪等火
之元必ズノ用心第一可致候」とあるとおり、これも後
世の者への警句として書き記されたものである。地震・
津波の翌年、安政二年七月から十二月までの間に書かれ
たものと思われる⁽¹²⁾。

予兆現象的なものへの記述はなく、十一月四日の地震
発生から始まる。翌五日は大地震の後、大砲のような音
が一〇回ほど鳴り、津波となった。津波の後も地震が続き、
前代未聞、生死の程も計り難い恐ろしいことで、翌年の
七月まで余震があったと伝える。

(二)の「当所」とは島田地区を指しているようである

が、寺の下から集落の西の端まで、地面から三〜七尺（約九〇〜二二〇cm）の浸水、光明寺石垣は地面から七尺（約二一〇cm）の高さまで水が上がったという（写真1）。(三) 島田地区の家は流出はなかったが大きく破損し、家財が流出した。しかしながら怪我人は一人もなかったようであり、「大変ノ事」と評している。(四)「浜」（浜畑地区）の宮井六之丞家はサツパリ流失してしまった。(五)津波の時、「寺ノ西諸人」つまり島田地区の者は光明寺又は榎木峠へ逃げ、「寺ノ岡」や光明寺に仮小屋を建てて十四日まで野宿した。(六)光明寺は本堂床下にひびが入り、土塀などが破損したが、特に本堂の西垣が大損したという。また、地震後、翌年二月末まで本尊を庫裏へ避難させていた。そして最後に、今後大地震が発生した場合には、火の用の心を第一にすべきであるとして結んでい



写真1 光明寺石垣
（平成 28 年 11 月 16 日切目祭り）
安政地震では7尺（傘鉾の高さくらい）浸水した。

【史料三】〔勝本源太郎覚書〕（『日高郡誌』四二〇〜四二一頁。引用者により一部漢字を新字体に改め、傍線を引いている。）

十一月四日朝五ツ時頃大地震一時余り震り此時西磯之汐さし引ニ夕時計り之間数度さし引あり。此地震は六月の地震より遙か巖敷歩行難出来、印南之川は石垣之天迄汐満之故恐て家財を遠方之高き所へ持運び、家内を片付、用心致居候処、翌日も津浪不上候故又々持帰り候処、五日之七ツ時頃大地震是又一時余り震り詰め、天地も一所に成るかと思敷位之大地震高き石垣之地は所々二三寸許崩割れ、地震終る頃より大海西之方に当り大筒続け打之如くドン／＼と鳴る音実到大筒数百挺も続け打如打半時計土佐国遠のつろに当り鳴る所東西凡三四町程之間黒煙立ち上り誠に肝を挫ぎ昔合戦に用ひ候地雷火といふ物は斯くあらんと驚怖して見居る中に海上如池の浪鎮り浪打際より甘間許り沖の方大なる渦まきで次第／＼に汐重高くなり、暫時に磯辺は山の麓二間余り汐上り、川へは浜より汐乗り越え、島田村は一

円汐込み入り家は畳の上までつかり候へども一軒も

流れ申さず、人民一人も怪我なし、家は少々づゝの

破損のみ也。同村に納屋と申て川口の北に浜の中に

竹藪あり此藪之内に宮井六之丞と申者往古より此処

にて住居致し候家一軒流失致し人は前刻退去り候

に付人々別条無之、牛は難儀致へども島田より助け

帰候。扱島田村枝郷中尾の下金毘羅山の社あり、此

社段迄汐高く乗り、夫より光明寺之石垣に打付け村

中へ汐さし込み、浦中之浜打越より川口迄総一面

に汐越込之せと川・加淵田辺まで汐差込之為是東低

き田地五六枚汐にてつかり候迄也。本村の浜はクイ

シの辺より打越込までは浜中程迄汐上り、本村中の

人民不残上道之畑へ退行、畑にて一夜明し候処、其

夜四ツ時頃又々大地震是は津浪前より巖敷一時余り

震り詰め、地も破れるかと覚い恐れ生きたる心無

之、翌六日一統申合思ひくゝに畑へ小屋掛けして

十四五日小屋住居致候也。扱五日の夜四ツ時頃より

昼夜十四五度二十度程づゝ、三四ヶ月も震り詰め、夫

より次第くゝ数減じて翌年一ケ年余り昼夜度々震り

候也誠に恐るべし。

史料三は島田村の対岸、西野地村の網元^⑧であった勝本源太郎の記録として『日高郡誌』に紹介されているが、その後原本の所在は確認されていない。地震・津波発生後一年以上経過した後に書かれたものであることが分かる。内容は前・中（傍線⑨以降）・後（同⑭以降）と大きく三分され、前部の傍線③以降は、印南浦周辺地域の地震・津波発生当時の状況を記述しているようである。中部では島田村の状況が書かれ、後部には西野地村の沿岸部である元村地区の状況が記されている。

これによると、①大津波の前日四日の（東海）大地震後にも四時間ばかりの間に数度の「汐さし引」があり、②今回の地震は同年六月の（伊賀上野）地震よりはるかに激しく歩行が困難なほどであったとする。③この時、印南川では石垣の最上部まで波が来たため、住民は家財を遠くの高所に一旦避難させたが、翌日に持ち帰ったところを次の大地震と大津波が襲ったとある。④二時間ほど続いた大地震が終わるころに海の方から大砲を何百発も続け打ちするかのように音が聞こえ、⑤土佐国室戸

岬（津呂）方面から黒煙が立ち上り、⑥一旦池の如く波が鎮まった後、沖の方から渦を巻いて津波がやって来た」とある。印南浦では、⑦浜辺は山の麓で二間（約三・六メートル）余りの高さまで津波が上がリ、⑧「浜」地区を乗り越えて印南川まで流れていったという。

⑨島田村については、島田地区一円に床上浸水したが一軒も流れず軽破損のみで、けが人も出なかったと記す。そして、⑩「納屋」という河口北の浜の竹藪に昔から住んでいる宮井六之丞の家一軒が流失したが、事前に避難していたために人的被害はなく、牛も遭難したが助けられたとある。「納屋」は、『続風土記』に恵比須社が「菜屋といふ浜にあり」とある（五七四頁）浜畑地区のことであろう。また、⑪中尾地区の金比羅神社に津波が上がリ、そこから北の光明寺石垣を打ち付けたのち、島田地区に押し寄せた。また一方、⑫浜辺は西野地村境の「打越」から南の河口部まで一面津波が乗り越え、そこから「せと川」「加淵田」（現在地不明だが、当時西野地村領上真田の「籠田」か）辺りまで浸水した。⑬「東低き田地五六枚汐にてつかり候」とは、当時屈曲していた切目川

の東側（右岸）の西野地村領の田の辺り（現在は大字島田に含まれる松川・真田しんた辺りか）が一部浸水したことを示しているものと思われる。

⑭西野地村元村（本村）は、「クイシ」（現在地不明）から「打越」辺りまでの浜の中程まで津波が上がった。⑮元村の住民は皆「上道」の畑まで逃げ、そこで一夜を明かした。⑯その夜は津波前よりも大きい地震が二時間余りも続き、⑰人々は地が割れてしまうのではないかと恐れ、生きた心地がしなかった。⑱翌日、一統相談のうえ畑の上に小屋掛けし、一四、五日間小屋住まいしたという。記述がないことから、元村地区には人的・物的被害はほとんどなかったのだろう。

⑲五日夜以降も毎日一四、五回から二〇回程の地震が三、四ヶ月も続き、その後次第に回数は減少するが翌年まで一年余り続いたという。

以上、三点の史料から切目川河口地域での安政地震津波についてまとめると、十一月四日にも小さな津波らしきものがあつた（これは印南浦の事例であるが、隣接地域であるので、切目川河口地域でもあつたとみるべきだ

ろう)。十一月五日の大地震後、若干の時間をおいて海の方から轟音が鳴り響いた後、津波が来た。黒煙が上がったとの記述もある（同前）。津波は浜畑地区を一様に乗り越えて島田地区を襲った流れと、切目川河口部から川沿いを浸水しながら溯つて曲がりきらずに光明寺方面に直進し、同寺石垣にぶち当たつて島田地区へ来た流れとがあつたようである。浸水位は島田地区で三〜七尺（約九〇〜二一〇cm）、浸水域は少なくとも現大字島田領の旧西野地村領松川・真田^{しんでん}辺り、元村地区では浜の中段までが確認される。なお、松川・真田よりも上流へ切目川を津波が遡つたことは間違いないだろう。¹⁴⁾

被害は上記浸水域の田畑浸水の他、島田地区の家屋が床上浸水し家財流出するも家屋の流出はなく破損に留まつたが、浜畑地区では宮井六之丞家が流失した。西野地村では上記田地の他には物的被害はなかつたようである。

安政地震津波においては、けがを含め、人的被害は全くなかつた。人々は津波の前に高所へ避難し、一〇日から半月ほど避難生活を送つた。余震は一年以上続いた。

(3) 昭和南海地震津波による被害

昭和二十一年（一九四六）十二月二十一日未明発生の昭和南海地震は、潮岬南方沖を震源域とする地震規模マグニチュード八・〇の地震であつた。津波による切目川河口地域の被害に

ついては、『昭和紀伊洪浪の記』¹⁵⁾に被災地図（図3）を含め切目青年団から提供された情報が掲載されている。

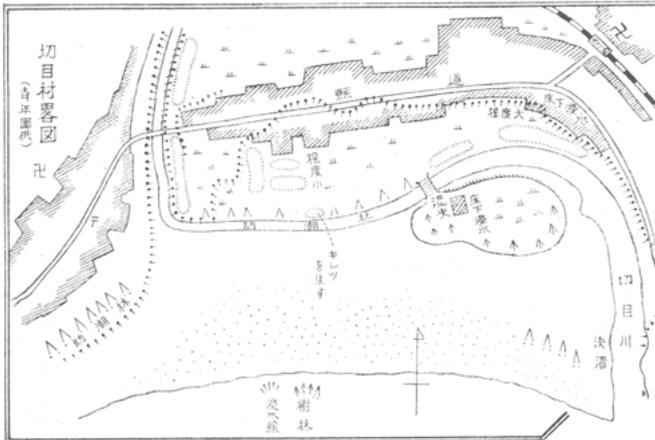


図3 吉村守編『昭和紀伊洪浪の記』口絵から転載

同団の調査による昭和二十二年一月三十日時点の切目村（現印南町大字島田及び大字西ノ地）内の被害状況は次のとおりである（『昭和紀伊洪浪の記』一三九頁）。

- 一、全壊家屋 住宅 二 非住宅 四
- 二、半壊家屋 住宅 二四 非住宅 二二
- 三、床上浸水 五
- 四、床下浸水 三〇
- 五、船舶流失 二
- 六、橋梁流失 一（村費支弁橋梁、延長約二十間）
- 七、田畑損害（甚大）七町歩（畦畔の決潰表土の流失等被害大なるもの）
 - 一町歩（作物枯死）
- 八、護岸決壊 一二〇米（切目川口よりの延長）
- 九、工場施設損害 クエン酸 三〇 呎流失

- 石灰 五〇 呎流失
- 大桶 二組流失
- 松薪 六五〇 貫流失

なお、同書には、各役場からの情報を基にしたと思われる和歌山県下全市町村毎の被害数が表にまとめられて

いるが、そこでの切目村の被害数は、家屋全壊三、同半壊二〇、床上浸水二、その他三七、罹災者二〇〇とあり、床下浸水は計上されていない（一五四頁）。上記の情報とは齟齬がある。

また、引用元不明だが『印南町史 通史編 上巻』に次の記録がある（二七〇頁）。

一方切目海岸では島田部落の浜地区六之丞家敷全壊、島田本通りは軒並み床下浸水を見た。但し死者はなし。

当時、浜畑地区には宮井六之丞家の小屋一軒に四人が住んでいるだけだった。この四人は、以前は大阪に暮らしていたが、戦災等によりこの時期は浜畑で暮らしていたのだという。津波発生直後、六之丞家当主常吉が「津波が来るから直ぐ逃げよ。」と叫び、取るものも取り敢えず光明寺へ避難した。あと五分でも遅れていたら津波にさらわれていたという。常吉の父で歴代最後の宮井六之丞（これまで当主は代々六之丞を襲名していた。）は嘉永三年生まれで、被災経験を常吉に語り継いでいたとのことである。上記の流失した橋梁とは、浜畑地区と島田地

区を結ぶ唯一の橋（浜畑橋）のようであり、間一髪のところでは犠牲者が出なかったのである。

島田地区では、地震の前に牛が逃げ出していたという話を聞いた。人々は皆光明寺へ逃げたという。

以上から、切目村においては、津波による死者・行方不明者及び怪我の人的被害はなく、大字島田において床上浸水等の物的被害が生じた。主な被災地は島田地区の島田本通り以西の地域及び浜畑地区で、宝永地震・安政地震に続いて宮井六之丞家が被災した。大字西ノ地については、被害の記録はない。

その他切目青年団からの情報として、海面発光や海鳴りの予兆現象があったこと、津波発生後すぐ（約五分後）に津波が襲来し、人々は足元に津波が来ている中を避難したこと、余震とともに海鳴りが続いたこと、流言が飛んだこと等の当時の状況が分かる。

また、同団長は手記の中で、切目村が昭和九年及び同十三年に防潮林を設けていたために津波被害を最少限度に食い止めることができたとの認識を示し、以後の防潮林拡張の必要性を指摘している。

現在、島田地区西端の切目川左岸及び浜畑地区海岸には防潮堤と共に防潮林が発達している（写真2）。



写真2 平成 23年9月7日撮影の空中写真
（国土地理院ウェブサイトから取得）

なお、『和歌山県災害史』⁽²¹⁾及び『印南町史』（注8）における昭和南海地震津波についての記述は、多くが『昭和紀伊洪浪の記』からの引用であり、比較的近年に発生した災害で、被災者も多くあったにも拘らず、独自調査はなされていない。⁽²²⁾比較的近年で戦後のことでもあるので「歴史」と認識されていなかったのか、自明のこととして記述の必要に及ばずとされたのか、不明だが、情報が少ない。被災者も少なくなりつつあるので、早急に聞き取り調査等情報収集を行っておく必要を感じる。⁽²³⁾

(4) まとめ

以上、これまでに確認された記録等から、切目川河口地域における宝永地震、安政地震及び昭和南海地震による津波被害を見てきた。

島田村では、宝永地震津波で二人の死者を出した。犠牲者は、少なくとも浜畑地区、島田地区及び峠地区から出た。多くは老人、子供及び女性であった。これら三地区では、家屋流出等の甚大な物的被害も発生したものと思われる。そして当然ながら、津波浸水域は、三地区よりも遥かに広範囲に及んだはずである。

安政地震の時は、十一月四日の東海地震の時にも小さな津波らしきものがあつた。十一月五日の南海地震では、海の方から轟音が鳴り響いた後、津波が来た。黒煙が上がつたとの記録もある。津波は浜畑地区を一様に乗り越えて島田地区を襲つた流れと、切目川河口部から上がり、中尾地区を通つて島田地区へ来た流れとがあつたようである。浸水位は島田地区で三〜七尺(約九〇〜一二〇cm)、浸水域は島田地区東の田地辺り、元村地区では浜の中間までが確認される。なお、更に切目川上流へ津波が過つ

たことは間違いないだろう。被害は浸水域内の田畑浸水の他、島田地区の家屋が床上浸水及び家財流出、浜畑地区では宮井六之丞家が流失した。西野地村では島田村東側の田地の他には物的被害はなかつたようである。安政地震津波においては、怪我を含め、人的被害は全くなかつた。

昭和南海地震においても、津波による死者・行方不明者及び怪我人の人的被害はなく、大字島田において床上浸水等の物的被害が生じたが、安政地震より少ない。主な被災地は島田地区の島田本通り以西の地域及び浜畑地区で、宝永地震・安政地震に続いて宮井六之丞家が被災した。大字西ノ地については、被害の記録はない。

過去の津波により、浜畑地区、島田地区及び峠地区において人的被害を生じていることが確認される。また、浜畑地区及び島田地区は、宮井六之丞家をはじめ三回とも浸水している。死者を出した宝永地震では、高齢者、子供及び女性が多く犠牲となっている。高齢者や子供がいかに早く避難するかは、今日においても最も重要かつ困難な課題である。

史料一及び史料二は、明確に後世の者に宛てて書かれているメッセージである。これらメッセージの内容並びに犠牲者を出さなかった安政地震及び昭和南海地震の避難実績に学び、将来の南海トラフ巨大地震及び東海・東南海・南海三連動地震に備えたい。昭和南海地震については、被災者の体験の記録化も急がれる。

島田村漁場開発者宮井六之丞家の盛衰

前節で見たように、宝永・安政・昭和南海の三回の地震全てで、浜畑地区の宮井六之丞家が被災していることが確認される。同家は、『続風土記』では、もと足利将軍や畠山氏に仕えたという由緒を持つ有田郡の六十人者宮井祐綱の四男六之丞有綱が島田村で新田を開いたのを祖とし、代々地土であるとされる（五七四～五七五頁）が、同村で地引網漁業を開始したとの由緒も持っていた。

浜畑地区は切目川河口の砂嘴であり、津波発生時には必ず被災する場所であることは上記のとおりであるし、そもそも容易に想像できるだろう。また、河川洪水の危

険性もある。このような場所に同家はなぜ、どのようにして定住し、また経営を行っていたのか、生活・経営は災害などを経て如何に推移したかを見ていきたい。

〔1〕島田村漁場の開発と定住（正保・延宝期）

島田村庄屋を代々勤めた家の文書である『宮井家文書』²⁴の中に宮井六之丞家に関するものがいくつかあるが、その中で最も古いものは、明暦四年（一六五八）の島田村と西野地村との境目争いの文書である。

【史料四】（宮井家文書一（数字は注24目録中の番号を指す。以下同。）読点、括弧書き、傍書及び傍線は引用者による。）

乍恐言上

一 島田村ニゑひす松原と申所御座候、然所ニ印南浦六兵衛と申仁島田村へ参、此浦に引網無御座候間村中へ談合候而百姓衆之合点二候ハ、新網仕度由申候間、其時村中へ談合申候へハ、御公儀様之御為ニ御座候間御訴訟被成新網被致候へと百姓中が返事申候二付、彼六兵衛御訴訟申上、西ノ八月十三日より新網仕、ゑひす松原ニこやかかけ仕置申

候、則六兵衛網ノもの宗旨之改酉ノ八月二仕、寺手形とも取申候御事

一右之所西ノ地村之領分と可申たくミニ五年過丑ノ正月ニ大庄屋八郎右衛門六兵衛ニ申候ハ、網ノ者宗旨寺手形五年跡西ノ極月朔日之日付ニ仕くれ候へと申候而一札取申由承候、五年過宗旨之改仕候事是以合点不参候、先年より島田村之ゑひす松原にて御座候御事、

一杉若越後守様御代ニも島田村之百性ニ

(数行(豎紙一枚分力)欠落)

助と申ものゑひす松原ニ置申候、則介ほり申候いど于今御座候、其いど六兵衛あミノものさらへ汲申候、其時分ハ彼ゑひす松原浦へ他浦より綱引ニ参候へハゑびすノ魚と申、島田村へあがり申候、則其時分ノ百性于今御座候御事、

一ゑひす松原ニ六兵衛新畑ひらき申候ニ付、子の春日高郡御奉行衆へ御檢地被成被下候へと申上候へハ、四年目ニ御年貢取申候時御檢地可被成と被仰候所ニ、丑ノ二月ニ西ノ地村大庄や八郎右衛門六

兵衛ニ申候ハ、ゑひす松原之檢地西ノ地村より可仕と申つけ何共埒明不申候、先規より島田村ゑびす松原にて御座候故六兵衛ひらき不申以前ニ島田村之百性少づ、新畑ひらき申候、則浜ノ境目ハ昔より打越と申所にて御座候、此所大水出候へハ度々切申候、浜之分打越迄前々島田村之百性御役儀仕来り候御事、

一島田村之ゑびす松原ニ少もまぎれ無御座候、先年より船改・寄木之改、島田村之百性罷出、寄木上ケ置御注進申上候御事、

一島田村ゑひす松原浦ニかわぎし島御座候、かわぎしはへ申年は島田村之百性取上ケ納申候、島田村之領分ニまぎれ御座なく候処ニ、大庄屋八郎右衛門新規ニ取可申と公事だくミ仕、何共迷惑仕候御事、一むかしより切目村五ヶ村ハ田地山川入相之所ニ而御座候所ニ、新規ニゑひす松原取可申たくミニ、川ざりと西ノ地村より申候、然共島田村之山をハ西ノ地村方かりとり申候、か様ニ我ま、成儀何共迷惑仕候御事

右之条々少も偽り不申上候、被為聞召分被為仰付被
下候ハ、忝可奉存候、已上

明曆四年

島田村庄屋

戌ノ八月

武右衛門

同所

進上

百姓中

御奉行様

宮井六之丞家が暮らす浜畑地区すなわち切目川河口の砂嘴の領有をめぐる争いである。西野地村側は、両村の境界は⑩「川ぎり」つまり切目川であるとして砂嘴全体の領有を主張しようだ。

島田村の庄屋及び百姓中が相手の主張に対する反証を列挙して藩の奉行に訴えた文書の控えがこれである。

島田村側は、⑧旧来両村の境は切目川洪水時に河水が越流して海に流れ出す砂嘴上の「打越」(図2)という場所⁽²⁵⁾であるとして、打越以南の砂嘴が島田村に属する根拠を挙げていく。

その中で、①印南浦の六兵衛という者が島田村には「引網」(地引網)がないので始めたいとの申出をし、②

百姓中の了解を得、藩に届け出た上、③正保二年(西一六四五)八月十三日から新規に操業し、砂嘴上の「糸ひす松原」⁽²⁶⁾に小屋掛けを始めたこと及び④同月に寺手形も取って同村光明寺の檀家となったことを挙げている。

六兵衛は⑦同所に新畑も開き、慶安元年(子一六四八)に検地を受けるべく郡奉行へ申し出たとある。

この六兵衛は、宮井六之丞家の者である。『続風土記』では有田郡の六十人者の出とあったが、ここでは印南浦の出となっている。前節で見たように、同家は宝永地震津波で六人の犠牲者を出している。⁽²⁷⁾島田村光明寺過去帳に記載された前掲表中番号2及び5の二人は、印南浦印定寺の過去帳にも俗名及び戒名が記載されており、同家が印定寺の檀家でもあって、かつて印南浦の住人であったことが分かる。島田村に移住する直前は印南浦に暮らしていたことは確かだろう。

また、④「六兵衛網ノもの」、⑤「網ノ者」及び⑥「六兵衛あミノもの」とあり、六兵衛だけでなく地引網の従業者すなわち網子連中も共に集団で移住したことが分かる。

このように、六兵衛達の新網起業、「ゑひす松原」への移住及び開墾を、同所が島田村に属する論拠としている。

島田村にとっては、他所者や移入者による地先漁場や新田・新畑の開発は、自村の領域や権限を保証する根拠となることにもなり、村の者の生業を脅かさない限りにおいては歓迎すべきことでもあった。²⁸⁾

なお、この争論の決着の記録はないが、以後の文書全てで宮井六之丞家は島田村の住人として登場すること及び現在に至るまで「打越」が大字西ノ地と大字島田の字境であるので、決着は明らかであろう。

【史料五】（『日高郡誌』九四一～九四二頁。ただし、引用者により旧字体は新字体に改め、読点、中点、傍書及び傍線を付している。）

乍 恐 口 上

一三十五年以前西ノ年私親六兵衛島田村之内にて新浦を見立地引網一帖仕出申度奉存、其節之郡御奉行衆白井八兵衛様・竹沢藤右衛門様・御代官阿曾沼喜左衛門様へ御訴訟申上、私下人十人持申候間此所へ罷出妻子共はこくみ申自然御用之時は召連

御用に相立申度奉存候と申上候へば、左候はゞ和歌山へ罷上り様子申上候様にと被仰候に付、則罷上り申候処に、右御両三人様被仰候は、安藤帯刀様にて御寄合御相談被為遊候間私親六兵衛儀も御門外迄相詰候様にと被仰候に付、則伺ひ仕右願之段々申上候へば、帯刀様より被為達御耳之由にて、願之通網仕出し運上銀二枚つ、毎年上納仕候へと御奉行に宮地久右衛門様被仰へば無滞毎年指上げ可申哉との御意にて御座候処、其節の御湊奉行衆飯島五郎右衛門様・原田伊右衛門様之仰候は請人には我等相立遣し可申と被仰候、則明る戌ノ年分御運上銀御定之通無滞毎年指上げ来り申候様子は宮地久右衛門様御存知被為遊候

一右地引網にて下人共飢命に続兼申に付、二十年以前阿曾沼喜左衛門様へ御訴訟申上候は、四艘はり網仕下人共はこくみ申度奉存候、四艘之内二艘は右地引網直用、残り二艘は二分口指上げ可申と奉願上候処に、願之通に被仰付、二艘分には二分口指上げ来り申候、若し他浦へ參漁仕候へば四艘分

ともに御口指上げ申候

一十八九年以前大殿様瀬戸へ被為成候節島田浦へも被為成候、私親六兵衛御目通罷出的場源四郎様御取決にて右之様子申上候得は、白浜にて有之所を家数能仕申と被 御嘗其上御銀一枚頂戴仕候

一五年以前竹本丹後様御口前御支配被成候刻右運上綱之儀御尋被成候に付、右之段々口上書指上げ申候処に御吟味之上以前之通被成被下候

一去る午ノ三月より二十口指上げ申様にと被仰付唯今二十口指上げ申候、然ば漁一遍之所にて御座候に付私・下人共に統兼何共迷惑仕候、御慈悲を以已前之通御運上被仰付被下様に奉願候

右之趣被為仰上被下候は、難有可奉存候 已上

延宝七年未十月 日高郡島田新浦 宮井六之丞

片山又兵衛様 毛利九左衛門様

一筆令啓達、島田新浦宮井六之丞先年新浦取立候節

地引網一帖仕出し、御運上銀二枚づ、指上げ、其後

四艘はり網一帖仕出し是は二分口指上げ来候、然処に午ノ三月より地引網にも二分口被召上候に付、六之丞勝手迷惑仕家来共抱置候儀難成由各迄申達之趣、奉行衆へ具に申達候、此者之儀新浦を取立申者に存候、唯今身上つぶれ候事不便之仕合に候間、地

引網之口銀取候儀口前奉行衆より見のがしに為仕、運上銀二枚づ、取立可申様に我等方より可申渡旨御申候間、則其段岩橋重之丞、河西六左衛門方へ申渡候、

六之丞に此段内証御申聞可被成候、外之浦々へ指かまい申事も有之候付、奉行衆より急度地引網の二分口御免被成との儀各へ御申渡□□□□、恐惶謹言

申ノ十月廿五日 堀内九八郎 印

片山又兵衛様 毛利九左衛門様

尚々又兵衛殿其許に久々御入寒氣之時分御苦勞に存候

右之通六之丞願書出し申候故、天野七郎衛門殿・小倉惣兵衛殿・九鬼半右衛門殿右之御衆へ堀内九八を

以申達候へば、二分口之儀は口前奉行衆より見のがしに被致候様にと御申渡候間、先規之通運上銀二枚宛出し候様との堀内九八郎之切紙以来証拠之ため遣し申候、若重て口銀之わり有之候は、堀内九八郎之切紙出し可申為其為如此に候、已上

延宝八年 片山又兵衛 印

申ノ十月廿六日 毛利九左衛門 印

日高郡島田新浦

宮井六之丞殿

これは延宝七年（一六七九）に宮井六之丞から日高郡奉行・代官（片山又兵衛²⁹・毛利九左衛門³⁰）宛てに出された願書の控えと、同願書について二分口銀（流通税。通常漁獲物の二割とされた。）を管轄する勘定方トップである奉行（のちの勘定奉行。天野七郎衛門・小倉惣兵衛³¹・九鬼半右衛門³²）の決定を受け、その内容を伝える添奉行（のちの勘定吟味役。堀内九八郎³³）の切紙に郡奉行・代官が奥書・奥印を施して六之丞に遣わしたものである。このなかで、同家が島田村へ移住、地引網を経営する経過が語られる。

①正保二年、島田村内に「新浦」を見立てた宮井六之丞の親六兵衛は、同所で地引網一帖を起業し、下人一〇人及び妻子共々移住して彼らを養い、「御用」の際には下人を連れてお役にたちたいと、郡奉行・代官に願ひ出る。

②藩重役による「寄合」での吟味の結果、③翌年から年銀二枚の運上銀を上納することとして認められた。この時、④「御湊奉行衆」の二人が運上銀上納の請人を斡旋することになったという。

⑤万治三年（一六六〇）、地引網だけでは下人達の生計が苦しくなったという理由で四艘張網（船四艘で網をあらかじめ海中に沈めておき、魚をその場所へおびき寄せて引き揚げる敷網）を新たに操業したいと願ひ出る。この時、⑥漁船四艘のうち二艘は従来地の引網船を兼用するので、残り二艘分のみ二分口銀を賦課して欲しいとの願ひも認められた。ただし、⑦他浦で操業した場合には、四艘分とも二分口銀を上納したという³⁴。

⑧延宝三年、当時「御口前支配」を担当していた竹本丹後から右の経緯を尋ねられ、口上書を提出したところ、従来どおりの運上銀上納及び二分口銀減免が認められた。

ところが、⑨同六年三月から全ての漁獲に対し二分口銀を上納しよう命じられ「漁一遍之所にて御座候に付」六之丞・下人ともに経営維持が困難なので以前の運上銀上納二分口銀減免に戻してほしい、という願書であった。

この願書を受け、日高郡奉行・代官から添奉行を通じて奉行衆で吟味された。結果、⑩「此者之儀新浦を取立申者に存候、唯今身上つぶれ候事不便之仕合に候間」、⑪地引網については年運上銀二枚の上納に戻し、二分口銀上納を内証で見逃すこととして、二分口奉行衆（岩橋重之丞⁽³⁵⁾、川西六左衛門）に申し渡した、というのが大意である。

ここから、六兵衛は妻子持ちの下人一〇人を抱える者であり、一統で島田に移住し、地引網経営を開始したことが分かる。非常時の軍役負担も申し出ており、『続風土記』にある六十人者の由緒と併せ、六兵衛が戦国期の武士・土豪の流れをくむ者であることは間違いないだろう。地引網経営は多くの網子が必要とするが、六兵衛と下人の関係をそのまま網主・網子関係として、一統で操業したのである。

また、正保二年に藩の許可を得る際、付家老安藤帯刀

をはじめとする重役による「御寄合」で決定されたこと及び「御湊奉行衆」が請人を斡旋したことが注目される。「御湊奉行」の職掌は詳らかでないが、飯島五郎右衛門は慶安四年（一六五二）にキリシタン統制に当たっていることが確認される。したがって海防に関わる役職であることは確かだろう。この時期は、キリシタン統制から浦組の整備に代表される藩の海防施策の画期であった。⁽³⁶⁾つまり、この時、領内で新漁場を開発し、沿岸部に漁船を有する新たな集落を形成することは、藩にとっても海防上重要な意味を持ち、故に重臣による会議に諮られ、また「御湊奉行」が請人を立てるまでして六兵衛一統の島田村移住・漁場開発に協力したのだろう。なお、島田村の従来住民にとっても、浦組等の海防政策が整備されるに伴って増加する村の負担を移住者が担ってくれるわけで、ありがたいことであつたろう。

万治三年の四艘張網開業については、地引網経営が軌道に乗り、一統の人口が増加して労働力が過剰になってきたことをうかがわせる。自村の地先漁場に操業場所が限られる地引網に限らず、他浦沿岸へも出漁して四艘張

網を操業したようで、宮井六之丞家の網元経営が発展しつつあったといえるだろう。

新網開業に関しては連上銀ではなく二分口銀の上納が許可の条件になっている。紀州藩領内各地の二分口役所の成立は承応年間が画期とされており、漁業税賦課制度の変化が見て取れるが、地引網と兼用する漁船二艘分については、従来の「特権」を維持したものといえよう。

延宝三年当時、「御口前支配」は竹本丹後が担当していたという。『南紀徳川史』によれば、竹本(竹元)丹後家は、紀州藩士としての初代丹後吉久から、孫の伝吉が元禄七年(一六九四)に閉門(のち同十二年に改易・追放)されるまで三代に亘り船奉行職を世襲した。船奉行は藩の艦船の管理や運航の責任者であり、船頭・水主を支配するが、竹本家就任時分には「出家町人舟出他国より入津之者共都て竹元丹後へ可断出旨告布あり之に依て見れば湊川口内外船艦の出入監査は悉皆丹後へ一任せられ」、藩領沿岸の船・人の出入り一切を所掌していたようである。⁽³⁸⁾ただし、『家譜』によると、延宝五年に二代目丹後吉行が没した後は、三代目伝吉が若年だったこともあり、元禄

二年までの間は船奉行職に就いていない。⁽³⁹⁾

延宝五年以降、二分口役所が勘定方すなわち奉行の配下である二分口奉行に統制されていることは確認できるが、同年以前は判然としない。⁽⁴⁰⁾竹本丹後すなわち船奉行支配であったということになれば、紀州藩では当初海防と流通統制・徴税の施策が未分化であり、「海上交通・流通」という括りで海防施策に派生・付随するものとして船奉行に所掌されていた二分口銀の徴収施策が、承応期から延宝五年にかけて分離され、整備されたということができよう。延宝五年に二代目竹本丹後が没した時が画期だったのかも知れない。また、この時期は浦組の整備も進められる時期であり、これと併せ考えると、海防施策、流通統制・徴税と現業的な艦船の管理・運用が三分化したともいえるのである。この史料だけをもって結論付けるのは早計であるので、事例を集め探究する必要がある。ところで、ここでは「日高郡島田新浦」と記載があるが、他の記録で「島田新浦」又は「島田浦」と表記されるものはなく、全て「島田村」の表記である。江戸時代を通じて島田村に水主役(米)が課されることもない。対岸

の西野地村もそうであった。

「日高鑑」⁽⁴²⁾によれば、寛文十年（一六七〇）十二月に「御用銀指上申者名前」に五〇目を収めている者として島田村六之丞の名がある（六八頁）。また、延宝六年頃の記録として島田村には御用差上銀五〇目を収める者として「大之丞」の名があるが、これは六之丞の誤写又は誤翻刻であろう。この時、同村には網船六艘、いさば船一艘、地引網二帖、打網一帖があるが、このうち船四艘、地引網一帖が宮井六之丞家のもので、残る船二艘が宮井家以外の経営による地引網のものとすると計算が合うが、四艘張網についての記述がない（三二一―三二四頁）。島田村については、網船からの漁獲のうち、御用差上銀を収める六之丞の船二艘分を除く四艘分について、二分口銀が課せられたということになる。

（2）宝永地震と正徳・享保期の水害

次に六之丞家が登場するのは、前節で見た宝永地震記録である。表から、宮井六之丞家の者が六人死亡しているが、番号19から21の三人についても、史料五から、同家の下人の家族であることが確実である⁽⁴³⁾。

その次は、宝永地震から一〇年後の享保二年（一七一七）五月⁽⁴⁴⁾に島田村庄屋及び肝煎から提出された願書である。

【史料六】（宮井家文書七。読点、中点、括弧及び傍線は

引用者による。）

（端裏書）

「六月朔日・二日

島田村打越川除・同所六之丞願 之大水（）家

崩し取二候二付

此願相談二不及

覚

一島田村打越川除・同所六之丞屋敷下崩し御普請段々

御願申上候処ニ、大造ニ有之其上持こたへも難計

思召御普請難被仰付由、屋敷かへ之儀者勝手次第

ニ可致旨今月三日之御状ニ被為仰付、其段六之丞

ニ申渡し候処ニ、六之丞申候者屋敷替仕候而者勝手

手悪敷御座候間松杭木三百本長五尺末口壹寸但

シ枝葉共被下置候ハ、自分二繕居住仕度由六之丞

奉願候、右之松木島田村山ニ而被下候様ニ奉願候、

已上

島田村庄屋

武八郎[㊦]

同所肝煎

伝蔵[㊦]

西五月

弓倉理大夫殿

右松杭木之儀吟味仕候、已上

大庄屋

弓倉理大夫[㊦]

田口伊太夫様

田宮紋右衛門様

①以前に島田村の「打越」(史料一にある切目川沿岸砂嘴上の西野地村との境界部)にある川除及び六之丞屋敷の下が崩れていたことについて「御普請[㊧]」を願ひ出

いたところ、②五月三日付けの通知で「御普請」は却下、

六之丞の屋敷替えは勝手次第との決定がなされていたが、

③六之丞が、屋敷替えは経済的に困難であり、松杭木

三〇〇本を貰えるのであれば自力で修繕したいというの

で、④島田村領の山からの杭木調達[㊨]の許可を願ひ出たものである。

二年前の正徳五年六月から七月にかけて、及び同六年六月、田辺近辺では豪雨及び大水に見舞われた記録がある[㊩]。恐らくこのいずれかの時に切目川流域においても同様に多くの雨が降り、洪水又は増水による激流によって川除及び六之丞屋敷下が破損したものと思われる。

一〇年前の宝永四年に六之丞一統は津波により少なくとも九人も死者を出している。宝永地震津波による死者居住地の分布から、宮井六之丞家の屋敷建物は流失又は全壊、家財・諸道具も流失したことは確実であろう。つまり、宝永地震後正徳五、六年頃までの間に六之丞屋敷は再建されていたが、この頃の豪雨によって、土台部分が破損したということになる。

では、この後実際に島田村山から杭木調達がされ、屋敷下の修繕がされたのであろうか。

端裏書に「六月朔日・二日之大水(一)家崩し取二候ニ付此願相談ニ不及」とある。解説不能の部分があるが、筆者はこれを、願書本文が書かれた翌月の六月一日・二

日に洪水が発生し、六之丞家屋敷の建物までもが崩れてしまったことを示すと解釈する。

「田辺町大帳」享保二年の記事に「六月二日大水出ル御役人衆出ル⁽⁴⁸⁾」というのがあり、切目川流域でも同様の豪雨が あったと推測する。よって、史料六は、五月に島田村庄屋及び肝煎から大庄屋に提出され、大庄屋が奥書・押印して郡役所（田口伊太夫・田宮紋右衛門）に提出したか、しようとしたところに「六月朔日・二日之大水」が発生、六之丞家屋敷が建物まで崩れてしまったことから杭木の調達による自力修繕のみでは解決しない「相談ニ不及」事態となったため、願書は大庄屋から庄屋へ戻されたのではないか。本文の奥書に南谷組大庄屋弓倉理太夫の印があることから、そう判断するものである。いずれにしても、宝永地震津波から一〇年を経過しない間に、六之丞家は水害に遭っていることは間違いない。津波後の屋敷建物再建や漁具等の再調達に加え、更なる水害後の修繕は、同家に多大な経済的負担を強いたことであろう。切目川は昭和期に至るまで水害が頻発しているので、同様のことは何度もあったと推測される。

なお、杭木三〇〇本を使用する修繕・普請は、到底一家の労働力で賄えるものではなからう。宝永地震津波を経たこの時期でも、六之丞家に附属する下人層が一定数あったことが推測される。

(三) 幕末期の動向

史料六以降は、百年以上、同家についての記録を見出せない。次に見えるのは天保十年（一八三九）頃の記録である先述の『続風土記』である。ここでは、同家は「代々地土」とされている。

その次は、安政地震の直前、嘉永七年九月にロシア船が紀伊水道から大阪湾に入った時の記録である。和歌山県立図書館所蔵『異船記巻之七』によると、浦組の制により九月十五日から十月五日まで島田村にも七二人が動員され、警備にあたった。この時動員された宮井六之丞の肩書は地土ではなく、島田村帯刀人であった。また、鉄砲を七挺所持していた。

この動員の直後に、安政地震津波が発生し、六之丞家は「サツハリ流失」（史料二）してしまうのである。

日高郡江川組大庄屋御用留の安政二年の記事に次の記

録がある。

【史料七】「江川組大庄屋御用留」(『印南町史 史料編』)

六五六～六五七頁)

〔宮井六之丞苗字帯刀御預け承届〕

島田村宮井六之丞へ、今日別紙之通承届候段申遣候
付、為心得申遣候、以上

五月十九日

鈴木悌蔵

瀬戸 小池 アテ

一其許儀、近年勝手不如意ニ罷在候処、去寅十一月、
津浪二付、居宅并諸道具等迄流失いたし、難渋弥増
候二付、浦組御用向難相勤候二付、身元取直シ候迄、
鉄砲稽古并苗字帯刀共、御預ケ申度段願出候事二候、
右願之通承届候、仍之申遣候、以上

五月十九日

鈴木悌蔵

宮井六之丞殿

宮井六之丞から、近年勝手不如意であったところ、前
年十一月の津波によって居宅及び諸道具が流失し、ま
すます難渋してしまつたので浦組御用が勤め難くなつた

ため、経営が持ち直すまでの間、浦組御用の鉄砲稽古へ
の参加及び苗字帯刀を「御預け」したいとの願が出され、
代官鈴木悌蔵から承諾されている。⁽⁴⁾

更にその六年後の文久元年(一八六一)、宮井六之丞と、
その親類で島田村庄屋も勤める武八郎から印南浦の二分
口役所宛て、次の願書が提出されている。

【史料八】(宮井家文書五。読点及び傍線は引用者による。)

以書付奉願上候

控

一私儀先年方所持仕来御座候小さし網并御冥加銀上
納ノ儀候も、武八へ跡引請右御冥加銀不納ニ相
成有之候未年分納筋共世話致呉候様相願候処、不
外成親類儀ニ付難捨置申呉候、去申三月書付ヲ以
奉願上候処、願之通武へ御引請させと被為成下候、
其段奉恐入候、然ル処右網之義者矢張武八相頼
世話為仕有之候得共、御冥加銀納未申兩年分武八
納呉候筋此節致返済、当年方共私上納仕度と武
八及内談候ハ、親類之儀ニ付可相成者先祖之家
名不捨様是迄之通其方相納候様申呉ニ付、当

酉年の私共上納仕度則当酉年の私の上納仕儀ニ
御座候間、何卒武八の願之通納方被仰付可被成
下候様仕度宜御取扱之程奉願上候、以上

島田村

文久元年

宮井六之丞印

酉十月

二分口御役所

印南浦御口前所出し

【史料九】(宮井家文書五。同前)

控

以書付奉願上候

① 当村宮井六之丞先年小さし網所持仕御冥加銀壹枚
ツ、上納仕来罷在候処、近年不漁ニ付而者米穀高直
年柄相続段々難洩ニ罷成、右の之持伝江世話難行届
且者御冥加銀上納ノ儀も未年分滞延納ニ相成、印南
御口前所の嚴敷御催促被仰聞、同人者不及申私共迄
大ニ心配奉恐入、右ニ付無抛去申三月無余儀私へ跡
引請世話致呉様事之願出ニ付、不外成親類儀ニ御座
候ハ、難見捨無抛及内談候上六之丞の出願為仕候処、

同人願之通私江跡引受させニ相成、未申兩年分不納
私の上納皆済仕御座候、然ル処当正月之頃の毎々願
出同人申ニ者未申兩分冥加銀納呉候筋者返済可致候
へ共、当年の先規之通六之丞上納仕度と之儀再三申
出、此段如何可有御座哉と奉存候得共、実者不外成
親類儀ニ御座候得者違背申事も難相成世話相互之儀
ニ付、此節同人の相納為致度奉存候、右網之儀是ま
て之通矢張私共世話仕居候儀付、若又同人年々九月
中上納不仕延納ニ相成候節者私共の嚴敷申聞少茂延
納為致申間敷候間、何卒六之丞へ相納させニ相成候
様仕度宜敷御取扱之程奉願上候、以上

② 「先年」より宮井六之丞が小刺網を操業し、印南浦

二分口役所に冥加銀一枚を上納してきたが、不漁及び

米穀高値によって困窮し、安政六年の冥加銀が未納になつ

て、上納仕来罷在候処、近年不漁ニ付而者米穀高直

年柄相続段々難洩ニ罷成、右の之持伝江世話難行届

且者御冥加銀上納ノ儀も未年分滞延納ニ相成、印南

御口前所の嚴敷御催促被仰聞、同人者不及申私共迄

大ニ心配奉恐入、右ニ付無抛去申三月無余儀私へ跡

引請世話致呉様事之願出ニ付、不外成親類儀ニ御座

候ハ、難見捨無抛及内談候上六之丞の出願為仕候処、

同人願之通私江跡引受させニ相成、未申兩年分不納

私の上納皆済仕御座候、然ル処当正月之頃の毎々願

出同人申ニ者未申兩分冥加銀納呉候筋者返済可致候

へ共、当年の先規之通六之丞上納仕度と之儀再三申

出、此段如何可有御座哉と奉存候得共、実者不外成

親類儀ニ御座候得者違背申事も難相成世話相互之儀

ニ付、此節同人の相納為致度奉存候、右網之儀是ま

て之通矢張私共世話仕居候儀付、若又同人年々九月

中上納不仕延納ニ相成候節者私共の嚴敷申聞少茂延

納為致申間敷候間、何卒六之丞へ相納させニ相成候

様仕度宜敷御取扱之程奉願上候、以上

① 「先年」より宮井六之丞が小刺網を操業し、印南浦

二分口役所に冥加銀一枚を上納してきたが、不漁及び

米穀高値によって困窮し、安政六年の冥加銀が未納になつ

て、上納仕来罷在候処、近年不漁ニ付而者米穀高直

年柄相続段々難洩ニ罷成、右の之持伝江世話難行届

且者御冥加銀上納ノ儀も未年分滞延納ニ相成、印南

御口前所の嚴敷御催促被仰聞、同人者不及申私共迄

大ニ心配奉恐入、右ニ付無抛去申三月無余儀私へ跡

引請世話致呉様事之願出ニ付、不外成親類儀ニ御座

候ハ、難見捨無抛及内談候上六之丞の出願為仕候処、

同人願之通私江跡引受させニ相成、未申兩年分不納

私の上納皆済仕御座候、然ル処当正月之頃の毎々願

出同人申ニ者未申兩分冥加銀納呉候筋者返済可致候

へ共、当年の先規之通六之丞上納仕度と之儀再三申

出、此段如何可有御座哉と奉存候得共、実者不外成

親類儀ニ御座候得者違背申事も難相成世話相互之儀

ニ付、此節同人の相納為致度奉存候、右網之儀是ま

て之通矢張私共世話仕居候儀付、若又同人年々九月

中上納不仕延納ニ相成候節者私共の嚴敷申聞少茂延

納為致申間敷候間、何卒六之丞へ相納させニ相成候

様仕度宜敷御取扱之程奉願上候、以上

② 「先年」より宮井六之丞が小刺網を操業し、印南浦

二分口役所に冥加銀一枚を上納してきたが、不漁及び

米穀高値によって困窮し、安政六年の冥加銀が未納になつ

て、上納仕来罷在候処、近年不漁ニ付而者米穀高直

年柄相続段々難洩ニ罷成、右の之持伝江世話難行届

且者御冥加銀上納ノ儀も未年分滞延納ニ相成、印南

御口前所の嚴敷御催促被仰聞、同人者不及申私共迄

大ニ心配奉恐入、右ニ付無抛去申三月無余儀私へ跡

引請世話致呉様事之願出ニ付、不外成親類儀ニ御座

候ハ、難見捨無抛及内談候上六之丞の出願為仕候処、

同人願之通私江跡引受させニ相成、未申兩年分不納

私の上納皆済仕御座候、然ル処当正月之頃の毎々願

出同人申ニ者未申兩分冥加銀納呉候筋者返済可致候

へ共、当年の先規之通六之丞上納仕度と之儀再三申

出、此段如何可有御座哉と奉存候得共、実者不外成

親類儀ニ御座候得者違背申事も難相成世話相互之儀

ニ付、此節同人の相納為致度奉存候、右網之儀是ま

て之通矢張私共世話仕居候儀付、若又同人年々九月

中上納不仕延納ニ相成候節者私共の嚴敷申聞少茂延

納為致申間敷候間、何卒六之丞へ相納させニ相成候

様仕度宜敷御取扱之程奉願上候、以上

③ 「先年」より宮井六之丞が小刺網を操業し、印南浦

二分口役所に冥加銀一枚を上納してきたが、不漁及び

米穀高値によって困窮し、安政六年の冥加銀が未納になつ

て、上納仕来罷在候処、近年不漁ニ付而者米穀高直

年柄相続段々難洩ニ罷成、右の之持伝江世話難行届

且者御冥加銀上納ノ儀も未年分滞延納ニ相成、印南

御口前所の嚴敷御催促被仰聞、同人者不及申私共迄

大ニ心配奉恐入、右ニ付無抛去申三月無余儀私へ跡

引請世話致呉様事之願出ニ付、不外成親類儀ニ御座

候ハ、難見捨無抛及内談候上六之丞の出願為仕候処、

同人願之通私江跡引受させニ相成、未申兩年分不納

私の上納皆済仕御座候、然ル処当正月之頃の毎々願

出同人申ニ者未申兩分冥加銀納呉候筋者返済可致候

へ共、当年の先規之通六之丞上納仕度と之儀再三申

出、此段如何可有御座哉と奉存候得共、実者不外成

親類儀ニ御座候得者違背申事も難相成世話相互之儀

ニ付、此節同人の相納為致度奉存候、右網之儀是ま

て之通矢張私共世話仕居候儀付、若又同人年々九月

中上納不仕延納ニ相成候節者私共の嚴敷申聞少茂延

納為致申間敷候間、何卒六之丞へ相納させニ相成候

様仕度宜敷御取扱之程奉願上候、以上

いなき口前所出し

たのを、②翌万延元年（一八六〇）三月に親類の武八郎に同網を引き継ぎ同人から冥加銀を上納することを願い出、認められていた。③安政六年・万延元年両年分の冥加銀は武八郎から皆済されていたが、このたび武八郎支払いの冥加銀分を六之丞が武八郎へ返済するので、再び同網を六之丞に戻し、冥加銀も文久元年分から六之丞より上納することにしてほしいという願いである。

ここでの「先年」がいつからかははっきりしないが、安政地震津波により漁具が流失している（史料七）ので、安政地震以後の可能性が高い。

二分口役所に冥加銀を上納するのは、代わりに漁獲物からの二分口銀徴収を免除されていたからだと思われる。六之丞が従来運上銀を収めていた地引網ではない新規の網である小刺網を起業するにあたって、藩は正保以来の特権維持に配慮していたことが分かる。

史料八に「可相成者先祖之家名不捨様是迄之通其方左相納候様申呉」とあり、六之丞は、島田における漁場開発者としての家の存続に執着を見せている。武八郎は、「不外成親類儀ニ御座候得者違背申事も難相成世話相互之儀

ニ付」六之丞に同調しているが、六之丞家の網経営の存続は、島田村にとつても、地先漁場の漁業権及び運上銀又は冥加銀を収めることにより二分口銀上納を免除される特権の根柢が存続する意味を持ったのではないか。^{②)}

刺網とはその名とおりに、網を仕掛けておき、獲物を網目に刺さらせる、或いは絡ませる漁法である。小刺網はおそらく、磯付きのイセエビ等を狙っていたものと思われる。^{③)}であれば小舟一艘でも操業可能である。新規漁業である小刺網に正保以来の特権である冥加銀が課されていたこと及びその冥加銀でさえ上納が滞っていたという状況から、当時、多くの網子が必要とする地引網、或いはさらに多くの船及び網子が必要とする四艘張網の六之丞家による操業は既に行われていないのではないかと、特権を認められていた地引網操業がされていないので、代わりに小刺網漁について特権が認められたものと考えられる。また、下人を抱えているということもなさそうである。^{④)}

以上から、史料八を提出した文久元年には若干持ち直しの兆しを見せつつあるのかもしれないが、幕末期、宮

井六之丞家は漁業経営が行き詰まり、安政地震津波がそれに追い打ちをかけたことが分かる。また、異国船到来等の世情を受けて、地士・帯刀人層の浦組への動員に伴う負担が増大してくる。同家は、津波を契機にその負担がでなくなり、苗字帯刀・浦組御用を「御預ケ」せざるを得なくなる。もし、同家の漁業経営停滞の時期が浦組動員のない平和な時期であつたなら、「御預ケ」の必要もなかっただろう。

(4) まとめ

以上、宮井六之丞家の歴史を、津波等自然災害や紀州藩の政策との関係性に注目して見てきた。同家が紀州徳川藩制初期に島田村地先に漁場を開発し、二分口銀免除等の特権を得たのには、海防政策との絡みでの藩の協力があった。

四艘張網を新たに操業する等、漁業が好調な時期もあつたろうが、津波や度重なる水害等の自然災害は、同家の経営に多大な損失をもたらしただろう。例えば中世以来の在地領主的な規模地主経営を行う者が地主・小作関係を反映させて網元漁業を行う場合には、津波・高潮等に

よる漁業の損失を農業部門の利益で相殺することができたが、宮井六之丞家の場合は漁業の割合が高く、『続風土記』に同家は新田を開発したとはあるが浜畑地区を中心に開墾したようで、居住地も農地も沿岸部かつ河口域であるので、災害時には家財・経営資本のほとんどを一度に失うことになるからである。

その上に、経済的難渋に追い打ちをかけたのが幕末に増大する浦組等に関わる地士・帯刀人の「御用」であった。結果、同家は苗字帯刀を一時返上するに至る。同家が漁場を開発して興隆していく一因となった紀州藩の海防・浦組の施策が、幕末には逆に同家の経営を圧迫したのである。

そして間もなく、明治の世となり、紀州藩はなくなる。大正初年頃まで海産物流通や地主経営などで活躍した⁽³³⁾ようだが、紀州藩の政策と強く結びついた漁業者としての宮井六之丞家の盛衰は、紀州藩とともにあつたといえよう。

おわりに

以上、切目川河口地域における地震・津波の歴史と、同地域住民であり三度の津波で被災した地先漁場開発者の歴史を眺めてきた。

まとめは各節の末尾でしているので、ここでは今後の課題について述べて終わりたい。

災害記録を詳細に読み込み、防災・避難計画等の参考資料とすべき取組は今後も継続する必要がある。沿岸部の地形はどこも一様でないので、記録がある限りは、ハザードマップ作製のように全ての沿岸部について同様の作業をする意義がある。ゆえに、「災害の記憶」事業の継続が必要であろう。

また、昭和南海地震の記録化や歴史的分析が予想以上になされていない。発生後七〇年が経過し、被災者も少なくなっているのので、聞取調査等を早急に行うべきと考える。⁵⁴ 「災害の記憶」事業でも行いたいのが、沿岸部各市町が防災施策の一環として行っていくことが重要ではないだろうか。

なお、「災害の記憶」事業などによって、災害記録そのものの解説や分析は進みつつあるといえるが、災害がその後中長期的に地域社会にもたらした影響や復旧についての研究は、和歌山県域に関しては、未だほとんどなされていまいといえる。⁵⁵ 直接的な災害記録だけでなく、人口動態等の分析によって地震・津波等災害の中長期的な影響が明らかになることもあるだろうし、地域社会の中長期的な構造変化についての分析から、災害記録が残っていない地域の地震・津波被害の状況を明らかにすることもできるのではないだろうか。

本稿後半の内容の関連でいうと、江戸時代の新漁場・新浦開発と海防・浦組政策との関係の究明、徳川藩制初期における二分口銀徴収・二分口役所の所掌問題も海防政策との関わりで究明すべき論点が出てきたといえる。

〔付記〕

本稿は、和歌山県立博物館施設活性化事業実行委員会が文化庁文化芸術振興費「地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業」補助金を得て平成二十八年度に実施し

た「災害の記憶」事業の印南町における調査活動の成果である。

印南町における「災害の記憶」事業の実施及び本稿の執筆に当たっては、川口健一氏、坂下緋美氏、阪本尚生氏、玉置浪代氏、古川正義氏、宮井昭治・眞喜子夫妻、宮井久氏、宮井八重子氏、光明寺住職垣光隆氏及び印南町教育委員会をはじめとする多くの方に多大な御協力をいただきました。末筆ながらここに記して深謝申し上げます。

注

- (1) 平成二十六年度に実施された「地域に眠る「災害の記憶」の発掘・共有・継承事業」は平成二十七年から現事業名となっている。詳しくは拙稿「平成二十六年の民間所在資料保存状況調査について―御坊市・美浜町・日高川町・那智勝浦町―」（和歌山県立文書館紀要 第十八号、平成二十八年）を参照。
- (2) 和歌山県日高郡役所、大正十二年、九三九〜九四二頁
- (3) 『日本漁業経済史 下巻』（岩波書店、一九五五年）第二十五章

(4) 近年の研究としては、内閣府（防災担当）『一七〇七宝永地震報告書』（平成二六年。 <http://www.bousai.go.jp/kyoku/kyokun/kyokunokeishou/rep/1707-houeijsim/>）が全国の事例を網羅的に紹介しており、その第三章第三節（一〇四

〜一三七頁）で和歌山県域の事例を報告している。

(5) 『紀伊続風土記』二（歴史図書社、昭和四十五年）五六六頁

(6) 印南町史編集室『印南町史 史料編』（昭和六十二年）七四一〜七四五頁。なお、後述するように過去帳記載の一七五人全員が印南浦で被災したものではないと思われる。

(7) 同前書七四〇〜七四二頁。なお、過去帳と同様に一六二人全員が印南浦で被災したものではないと思われる。

(8) 印南町史編集室『印南町史 通史編上巻』（平成二年）二六六頁

(9) 前掲注(4) 書第三章第三節で前田正明氏が分析しているように、他地域でも、津波犠牲者は圧倒的に女性が多い。その理由について、前田氏は「女性（妻）は、男性（夫）に比べて老人や子供など避難能力の弱い者と行動をとることも多く、結果的に男性に比べて津波に巻き込まれて死亡することが多かったといえるのではないだろうか。」と仮説を提示している。重要な指摘であるが、特に沿海地域においては、漁業・廻船業・商業などの生業や出稼ぎの有無、操業する季節・時刻等によって、地震・津波発生時に青壮年男性が居る場所が大きく異なる可能性があることから、慎重に検討すべき課題であろう。

(10) 時代や記録により地名が異なるが、本稿では便宜上、現在の浜畑地区に当たる場所を貫時代的に「浜畑地区」という。

(11) 前注同様、「峠地区」という。

(12) 「前霜月」とあるから安政二年中と判断した。

(13) 前掲注(8) 書六〇四頁

(14) 津波が河川を遡上する距離は、陸上の二倍以上であるという。小池信昭・和歌山高専教授「津波の河川遡上距離は陸上の2倍以上」(『産経新聞』和歌山版「防災減災わかやま」平成二十八年十一月二十四日)を参照。

(15) 吉村守編『昭和紀伊洪浪の記 南海震災記録集』(同胞援護会和歌山県支部、昭和二十三年)

(16) 宮井昭治・眞喜子「回想記 宮井ミツ子」(平成十七年)

(17) 前掲注(15) 二五頁

(18) 前掲注(15) 五四～五五頁

(19) 前掲注(15) 六六頁

(20) 前掲注(15) 一六八～一六九頁

(21) 和歌山県、昭和三十八年

(22) 印南町と共に平成二十八年度「災害の記憶」事業対象地であった由良町の自治体史『由良町誌 通史編 上巻』(平成七年)においても編纂時の独自調査記録はない。

(23) 印南町大字印南については、印南中学校生徒たちによって聞き調査が行われている(印南中学校阪本尚生編『印南の津波災害 Part 3』(防災「いなみっ子」未来プロジェクト、二〇一六年)、印南町立印南中学校三年生津波研究班辻浦才暉・和歌山県立日高高等学校二年生濱本尚実・印南町立印南中学校阪本尚生「昭和南海地震聞き取り調査から」(和歌山県立博物館編『現地学習会「歴史から学ぶ防災2016」命

と文化遺産を守る―」発表資料集』)(和歌山県立博物館施設活性化事業実行委員会、平成二十九年、一〇～一九頁)など。

(24) 「災害の記憶」事業で調査することができたが、『和歌山県古文書目録一〇 県下古文書調査報告書(追録)』(和歌山県教育委員会、昭和五十七年)一九九～二〇〇頁に掲載されている古文書二件のうち、現存が確認できたのは目録番号一、四～七、一一及び一二の文書のみである。なお、島田村庄屋宮井家は、宮井六之丞家ではない。

(25) 写真2は、平成二十三年九月に「紀伊半島大水害」をもたらしした台風一二号豪雨直後の撮影である。切目川が「打越」を越流して海へ注いでいる。

(26) 「ゑひす松原」とは、『続風土記』に恵比須社があるとする「菜屋」及び史料三の「納屋」と同じ場所であろう。時代は下るが、幕末期作成の「紀伊国沿海地図」(個人蔵。和歌山県立博物館寄託)では、切目川右岸河口近くの砂嘴上に「エビス社」と共に林が描かれている。

(27) 平尾茂雄『続ふるさと印南十話』(平成十八年)もこの争いを取り上げているが、その中で六之丞家の津波犠牲者を七人としている。平尾氏は表中番号1の武太夫母を六之丞家の者と見做しているのかもしれない。武太夫家は島田村庄屋家であり、宮井姓である。ただし、徳川藩政下での苗字帯刀は確認されない。後述する史料八及び史料九から両家は親戚関係であることが分かるが、武太夫家は太坂の陣以前から島田

村で浪人をしていたという由緒を持ち（宮井家文書一二（前掲注（6）書一二三〇頁）、『統風土記』にある六之丞家由緒とは若干異なる。

(28) 因みに、史料四中に⑨「島田村をひす松原浦ニかわぎし島御座候」とある。「かわぎし」とは、畔田翠山『熊野物産初志』（紀南文化財研究会、昭和五十五年）にある海藻の「川岸ノリ」のことであろう。「紀州海中ヨリ出形経ノリニ似テ長大厚ク硬シ色紫也」「ムカデノリニ似テ岐ナシ」（同書四一頁）とある。『日本国語大辞典 第二版』第三卷（小学館、二〇〇一年）では、海藻「きょうのひもの異名として（二一六六頁）。つまり、この文意は、「従来「かわぎし島」にかわぎしが生えた年には島田村の百姓が採取してきたにも関わらず、切目組大庄屋側が新規に採取を申し立ててきており、迷惑している。」となる。

(29) 片山又兵衛久通は、延宝六年正月五日から日高郡奉行を命じられ、のち代官も兼務する。天和三年三月二十二日郡奉行役を免ぜられ、同年六月二十二日に代官役も免ぜられる（和歌山県立文書館所蔵『紀州家中系譜並に親類書書上げ』（以下『家譜』という）。資料番号三三六六二「片山一郎右衛門系譜」。(30) 延宝五、六年頃の記録といわれる「和歌山分限帳」（『和歌山県史 近世史料一』昭和五十二年）では、毛利九左衛門は那奉行とある。

(31) 小倉惣兵衛直は、延宝七年五月一日から貞享五年八月まで「御勘定奉行」を務めている（『家譜』三三〇五「小倉惣兵衛

系譜」。なお、同家は「こくら」又は「こぐら」と読むようである。

(32) 九鬼半右衛門隆任は、延宝五年八月十一日から同九年九月まで奉行を務めている（『家譜』四七五九「九鬼楠左衛門系譜」。(33) 前掲注（30）資料に、堀内九八郎は三百石で添奉行とある。(34) 前掲注（3）羽原著書には、「正保元年宮井六兵衛は島田・名屋を開発し抱下人を使役して網職（鮫鮒地曳大網）を起し、南竜公御通行の節、新田・新浦開発の賞として白銀一枚を拝受し代々口銀御免の特権を得た。運上銀は網一帖銀八十六匁、小網一帖銀四十三匁の定めであった。こ、で注意すべき網は鱈建廻網であって、漁法は魚群を囲いその内部に四艘張網をかけ捕獲する。」（四〇頁）と非常に具体的な記述をしているが、典拠が示されておらず、確認できない。

(35) 『家譜』一四二二「岩橋□兵衛系譜」に、岩橋十之丞宗勝は延宝五年六月四日から天和二年二月まで「口米奉行」であったとある。これは、「口前奉行」の誤りであろう。

(36) 笠原正夫「紀州藩浦組の成立」（『日本歴史』第四〇七号、昭和五七年。のち「浦組の成立」として同人『近世漁村の史的研究—紀州の漁村を素材として—』（名著出版、一九九三年）に所収、八三頁）

(37) 笠原正夫「紀州藩二分口役所の成立と展開」（安藤精一先生還暦記念論文集出版会編『地方史研究の諸視角』国書刊行会、昭和五七年。のち「二分口役所の成立と展開」として前注『近世漁村の史的研究』に所収。）

- (38) 『南紀徳川史』第八冊、五〇三頁
- (39) 『家譜』八二八七「竹本長次郎承譜」
- (40) 前掲注(37) 論文
- (41) 前掲注(36) 論文
- (42) 森彦太郎編・発行『紀州文獻日高近世史料』昭和十一年
- (43) 史料五に「大殿」(隠居後の初代藩主頼宣)から「白浜にて有之所を家数能仕申と被 御誉其上御銀一枚頂戴仕候」とある。前掲注(3) 書によると、「白浜」とは「荒浜すなわち未開浦の義」であるという(二五頁)。六之丞一統の入居以前には浜畑地区には住人はおらず、入居後も一統以外の住民はいないものと思われる。
- (44) 田口伊太夫及び田宮紋右衛門の日高郡奉行・代官就任時期(『日高郡誌』二五四頁) から、享保二年のものと判断した。
- (45) 切目川等大河川の繕い普請については藩の御普請方が行い、費用は御普請銀が宛てられることとなっていた(『和歌山県史近世』(平成二年) 二四〇頁、『南紀徳川史』第八冊、四九〇頁及び『同』第十冊、三六〇頁)。
- (46) 鳥田村領の山は周辺五村の入会であった。
- (47) 和歌山県田辺市教育委員会編『紀州田辺町大帳 第一巻』(清文堂、昭和六十二年) 二二一―二二六頁
- (48) 同前書三三九頁
- (49) 地士の者が病気になったり家計衰退したときは、「役儀難勤により地士株御預け」を願い出て平百姓となり、回復後に一類から出願して復旧したという(『南紀徳川史』第十一冊、七四七頁)。
- (50) 鳥田村は水主役を負担する「浦」ではない。漁業の盛んな西ノ地村も同様である。かかる村における地先漁場の利用及び周辺水主役負担漁村との関係については今後究明すべき課題である。
- (51) 昭和五年度、鳥田漁業組合員が龍蝦刺網を二〇〇所有していることが確認される。他に刺網はない。(『鳥田漁業組合昭和五年度経費決算報告書』(和歌山県立文書館所蔵『県史編さん班移管資料』二八一―一二二))
- (52) 記録がないので下人の推移については不明だが、不況による離脱の他、好況時の「解放」・独立も考えられる。
- (53) 明治三十九年から大正七年にかけて、宮井六之丞家が柑橘畑、桑畑、甘蔗畑及び竹林を所有し、繭を生産していたことが確認される。(『農事統計綴』(和歌山県立文書館所蔵『県史編さん班移管資料』二八一―一二二))
- (54) 前掲注(23) の取組の他、新宮市域については、上野山巳喜彦『新宮市災害史誌』(二〇一七年) が、震災に限らず水害や戦災、火災等も含めた災害史をまとめた上、約一五〇頁分の聞き調査の記録を収録している。
- (55) 前掲注(37) 論文では、「宝永四年(一七〇七) 十月の大津波は、紀州の沿岸に大きな被害をもたらした。その後遺症は、相当長期にわたって紀州の漁村に影響を及ぼした。」(六三頁)として、田辺領江川浦の例を挙げている。